

諮問実施機関：和歌山県知事

諮問 日：令和4年5月20日（諮問（情）第13号）

答申 日：令和4年9月29日（答申（情）第11号）

答 申 書

第1 審議会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った部分開示決定及び全部開示決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、令和3年9月1日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対し、開示対象公文書を「初期対処票継続紙（6月2日14:30～分）」（以下「本件対象公文書1」という。）及び「現場確認報告書（田辺市本宮町湯峰字温水108番地湯の峰温泉公衆浴場跡地令和3年6月28日及び29日実施分）」（以下「本件対象公文書2」という。）と特定し、本件対象公文書1については部分開示決定処分を、本件対象公文書2については全部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、令和3年10月4日付け循第06140001号の5で審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和3年10月6日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下、「法」という。）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求の内容要旨

- 1 審査請求の趣旨
審査請求人が求める情報ではない。

2 審査請求の理由

審査請求人が求める情報は添付書面令和3年6月1日・2日付け公文書記載の「それ以外の廃棄物が適正に処理されたことの確認」の情報である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件審査請求に対する弁明書並びに審議会における説明及び意見陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件開示請求について、開示請求書の記載内容から「添付書面決裁書の『それ以外の廃棄物が適正に処理されたことの確認』が分かる全ての情報」が開示対象となる。当該添付書面は、実施機関において、令和3年6月1日・2日付けで起案及び決裁を行った文書（以下「当該決裁書」という。）である。
- (2) 令和3年5月28日に、審査請求人から実施機関に対して「解体コンクリート殻を解体工事現場に埋めている業者がいる」という通報があった。通報に係る対応として、実施機関は田辺保健所に対して現地調査及び聴取調査を実施するよう依頼した。田辺保健所の調査報告によると、公衆浴場解体時に発生したと思われるコンクリート殻のうち一部が分別不十分で地表に残っているとのことであった。この調査報告を受け、実施機関において、「それ以外」の廃棄物が適正に処理されたことの確認及び残っているコンクリート殻の撤去改善指導を実施することを、当該決裁書により決定した。

当該決裁書における「それ以外の廃棄物」とは、「公衆浴場の解体時に発生したと思われるコンクリート殻で、跡地の表面全体に点在しているもの以外の廃棄物」を指す。
- (3) 当該決裁書による決定を受けて、発注者に対して田辺保健所が聞取りを実施した。このことを示す文書が、部分開示決定を行った本件対象公文書1である。

また、発注者に対する聴取に加えて、実施機関において現地調査を実施し、当該解体時に発生したコンクリート殻が埋め戻されていないか確認した結果、埋戻しは認められなかった。このことを示す文書が全部開示決定を行った本件対象公文書2である。
- (4) 以上から、本件開示請求に係る文書を本件対象公文書1及び本件対象公文書2と特定し、本件処分を行った。

第5 審議会の判断

当審議会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審議会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件処分の妥当性について

(1) 本件対象公文書について

本件審査請求に係る開示請求は、「当該決裁書の『それ以外の廃棄物が適正に処理されたことの確認』が分かるすべての情報」の開示を求めるものである。

実施機関は、本件開示請求を受け、本件対象公文書1及び本件対象公文書2を対象公文書として特定し、本件処分を行った。

審査請求人は、開示された公文書は「審査請求人が求める情報ではない。」として本件審査請求を行っている。

このことから、審査請求人は本件審査請求において、部分開示の妥当性よりもむしろ、実施機関の本件対象公文書の特定の妥当性について主張しているものと認められる。

(2) 公文書特定の妥当性について

本件開示請求の対象である当該決裁書における「それ以外の廃棄物」という文言の解釈について検討する。

実施機関の説明によると、当該決裁書は、実施機関が審査請求人による公衆浴場解体時のコンクリート殻の埋立てに係る通報を端緒として作成されたものであり、通報を受けた実施機関において田辺市に対する聴取調査等を実施したところ、公衆浴場解体時に発生したコンクリート殻のうち、一部が分別不十分で跡地の表面全体に点在していることが確認されたことから、当該廃棄物の撤去改善指導及び跡地の表面全体に点在している廃棄物以外の廃棄物が適正に処理されたことを確認するために、当該決裁書が作成されたものであって、当該決裁書中の「それ以外の廃棄物」とは、「公衆浴場解体時に発生したコンクリート殻のうち、跡地の表面からは確認できないコンクリート殻」を指すとのことである。

この点、当審議会からの確認に対する審査請求人の回答によれば、審査請求人は、前記「それ以外の廃棄物」は当該回答書に添付された写真に写る瓦礫等を指すものと解釈しているが、当該決裁書の作成に至る経緯に鑑みれば、「それ以外の廃棄物」という文言の解釈についての実施機関の説明に特段の不合理的な点は認められない。

(3) 部分開示の妥当性について

本件対象公文書1における非開示部分について検討したところ、条例第7条第7号の規定により、当該解体工事における廃棄物の処分先を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(4) 小括

以上から、実施機関が対象公文書を特定し、部分開示決定及び全部開示決定を行った本件処分は妥当である。

3 結論

以上の理由により、当審議会は、冒頭「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
令和4年5月20日	○諮問（実施機関）
令和4年6月28日	○審議
令和4年8月23日	○実施機関からの説明及び意見聴取
令和4年9月26日	○審議

(調査審議を行った委員の氏名)

和歌山県情報公開・個人情報保護審議会第1部会

石倉誠也、早坂豊司、藤田隼輝、森下順子

別紙

本件各開示請求の内容

請求日	請求内容
令和3年9月1日	添付書面決裁書の「それ以外の廃棄物が適正に処理されたことの確認」が分かるすべての情報。

開示請求書添付書面決裁書

公文書内容	文面
令和3年6月1日・2日付けで実施機関において起案及び決裁を行った文書	<p>田辺市本宮町湯峰地内湯の峰温泉公衆浴場の跡地に関する通報について、田辺保健所が現場確認を行い、別添のとおり報告がありました。</p> <p>内容を確認したところ、一部が分別不十分でコン殻が残っているようですので、発注者（田辺市）に対して保健所から聞き取りを行い、<u>それ以外の廃棄物が適正に処理されたことの確認</u>及び残っているコン殻の撤去改善指導を行うこととしてよろしいか。</p>